

6.23 廃棄物等

6.23 廃棄物等

6.23.1 調査

(1) 調査の概要

1) 文献その他の資料調査

文献その他の資料調査の概要を表-6.23.1.1に示しました。

表-6.23.1.1 文献その他の資料調査の概要

調査項目	調査位置	調査時期	
①廃棄物処理施設の状況 ②廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	【沖縄県による調査】		
	「廃棄物対策の概要」(沖縄県文化環境部)	沖縄県内全域	平成19年4月
	「平成19年度活動概況」(北部福祉保健所)	沖縄島北部、離島(伊江島、伊是名島、伊平屋島)	平成20年8月
	「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(沖縄県土木建築部)	沖縄県内全域	平成19年10月
	「産業廃棄物処理業者名簿」(沖縄県文化環境部)	沖縄県内全域	平成20年12月11日
	【事業者による調査】		
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(那覇防衛施設局)	沖縄県内全域	平成18年6月	

2) 現地調査

現地調査の概要を表-6.23.1.2に、調査方法を表-6.23.1.3に示しました。

表-6.23.1.2 現地調査の概要

調査項目	調査位置	調査時期
①廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	沖縄島北部・中部	平成21年1月～2月

表-6.23.1.3 調査方法

調査項目	調査方法
①廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	再資源化施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の処理能力、受入可能性、処理実績、残余年数等について、関係する地方公共団体や処理業者へのヒアリング調査により把握しました。

(2) 調査結果

1) 文献その他の資料調査

(a) 廃棄物処理施設の状況

a) 一般廃棄物

一般廃棄物中間処理施設を表-6.23.1.4 に、一般廃棄物最終処分場を表-6.23.1.5 に、位置図を図-6.23.1.1 に示しました。

表-6.23.1.4 事業実施区域周辺の一般廃棄物中間処理施設

実施主体	構成市町村	施設概要	規模	着工年月日	竣工年月日	施設名	施設所在地
名護市	名護市	焼却施設	40t/d	S51.11	S52.12	名護市環境センター	名護市字宇茂佐 1710-3
名護市	名護市	粗大ごみ処理施設	5t/d	H10.10	H11.3	名護市粗大ごみ処理施設	名護市字嘉陽 281-37
名護市	名護市	し尿処理施設	40kl/d	S47.8	S.48.3	名護市衛生センター	名護市字源河 2074

資料：「平成19年度活動概況」平成20年8月、北部福祉保健所

表-6.23.1.5 事業実施区域周辺の一般廃棄物最終処分場

実施主体	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	埋立開始 年月日	終了予定 年月日	平成17年度末(推計)		施設名	施設所在地
					残余容量 (m ³)	残余年数 (年)		
名護市	20,000	185,000	H7.4	H22.3	29,878	3.2	名護市一般廃棄物 最終処分場	名護市字嘉陽 281-37

資料：「平成19年度活動概況」平成20年8月、北部福祉保健所

b) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設においては、調査範囲を沖縄島全域としました。ここでいう沖縄島全域とは、北部、中部、及び南部の各保健所管轄に属する市町村です。

沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧を表-6.23.1.6 に、施設の位置を図-6.23.1.1 に示しました。沖縄島内における産業廃棄物処理施設は北部・中部で44施設、南部で22施設、計66施設あります。

表-6.23.1.6(1) 沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧（北部・中部）

No.	施設位置	注1) 参考文献の記号		業者名	所在地 市町村	管轄保健所	注1) 事業実施区域 からの距離 (km)	中間処理 注1) 注2)										最終処分 注1) 注2)	
								特定建設資材廃棄物			その他の再生可能な廃棄物							安定型埋立	管理型埋立
								コンクリート塊	アスコン塊	建設発生木材	建設汚泥	・剪定草木 伐採木	普通土砂	岩石類	アスファルト 防水剤	廃プラスチック	廃油		
							B	A, B	A, B	A, B	A, B	A	A	B	B	B	A	A	
1	1	A	B	オパス株式会社	大宜味村	北部	35	-	-	-	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
2	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	○	-
3	3	A	-	協和工業株式会社	今帰仁村	北部	25	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
5	5	A	B	沖縄道路株式会社	本部町	北部	25	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	6	A	-	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
7	7	A	-	株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
8	8	A	-	丸宮リサイクルセンター	名護市	北部	15	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
9	9	A	-	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
10	10	A	-	有限会社手水産業	名護市	北部	15	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
11	11	A	-	オパス樹木リサイクルセンター恩納	恩納村	中部	30	-	-	-	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
12	12	A	-	山元産業	宜野座村	中部	10	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
13	13	A	-	クライヴ林産企業組合	名護市	北部	15	-	-	-	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
14	14	A	-	(有) 共生産業	恩納村	中部	15	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-
15	15	A	-	共同企業体沖縄アスコン	金武町	中部	15	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
16	16	A	B	有限会社沖縄クリーン工業	うるま市	中部	30	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
17	17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-
18	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	○	-
19	19	A	-	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
20	20	A	B	不二工工業(株)	うるま市	中部	40	-	-	-	-	-	○	-	◆	◆	◆	○	-
21	21	A	-	翔環境建設株式会社	うるま市	中部	40	○	○	-	○	-	○	○	◆	◆	◆	-	-
22	22	A	-	沖縄テクノクリート株式会社	沖縄市	中部	40	○	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
23	23	A	-	有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-
24	24	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
25	25	A	-	共同企業体うちなアスコン	沖縄市	中部	40	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
26	26	A	B	大成ロテック株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	27	A	B	フジ砕石	沖縄市	中部	35	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	28	A	B	琉球開発株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	29	A	-	(名) 友運送	うるま市	中部	40	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
30	30	A	B	有限会社与勝鉱産	うるま市	中部	45	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
31	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○
32	32	A	B	株式会社川橋建設	中城村	中部	50	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	33	A	B	(有) オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-
34	34	A	-	金秀グリーン(株)	西原町	中部	50	-	-	-	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
35	35	A	-	(株) 七和	西原町	中部	50	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
36	36	A	-	(有) 浦西開発	浦添市	中部	50	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
37	37	-	B	世紀東急工業株式会社	金武町	中部	20	-	○	-	-	-	◆	◆	-	-	-	-	-
38	38	-	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	-	-	-	○	-	-	◆	◆	-	-	-	-
39	39	-	B	(資) 中部油と汚泥処理施設	沖縄市	中部	40	-	-	○	-	○	◆	◆	○	-	-	-	-
40	40	-	B	株式会社NIPPOコーポレーション	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	◆	◆	-	-	-	-	-
41	41	-	B	有限会社北中有機肥料	北中城村	中部	55	-	-	-	○	-	◆	◆	-	-	-	-	-
42	42	-	B	富士石油	中城村	中部	50	-	-	-	-	-	◆	◆	-	-	○	-	-
43	43	-	B	(株) 沖縄開発工業	西原町	中部	60	-	-	-	-	-	◆	◆	-	-	○	-	-
44	43.5	-	-	有限会社沖縄クリーンリサイクル	うるま市	中部	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

注1) 原材料として再生利用の可能性のある建設副産物で、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし

表-6. 23. 1. 6(2) 沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧（南部）

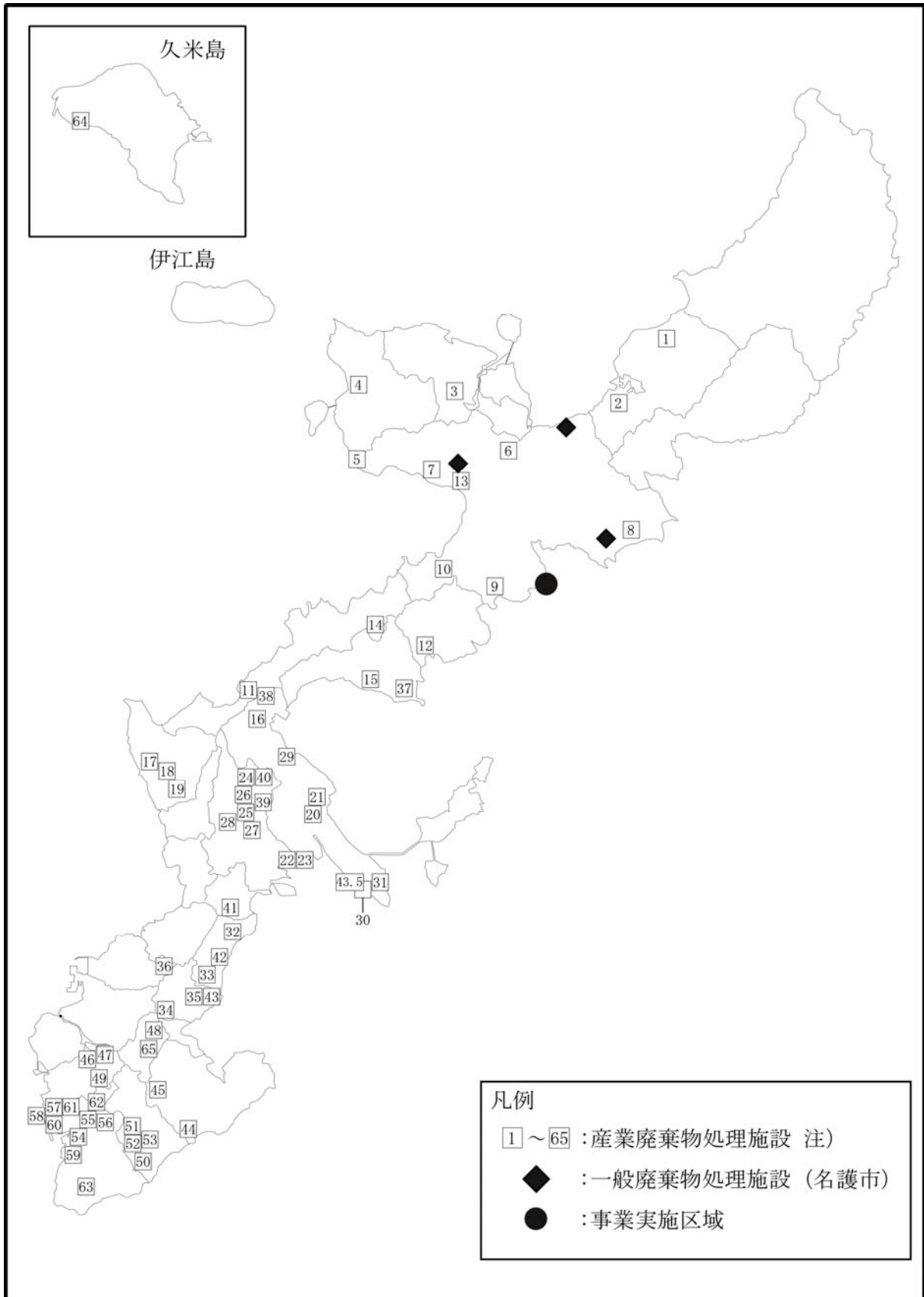
No.	施設位置	注1) 参考文献の記号	業者名	所在事業場村	管轄保健所	か注1) からの事業実施区域の距離(km)	中間処理注1)注2)										最終処分注1)注2)		
							特定建設資材廃棄物			その他の再生可能な廃棄物							安定型埋立	管理型埋立	
							コンクリート塊	アスコン塊	建設発生木材	建設汚泥	・ 伐採草木	普通土砂	岩石類	アスファルト防水剤	廃プラスチック	廃油			
45	44	A B	街クリーン（株）	南城市	南部	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	45	A -	(株)日光建設	南城市	南部	70	○	○	○	-	○	○	○	◆	◆	◆	-	-	
47	46	A B	(有)とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	
48	47	A B	(有)マルヒサ開発	豊見城市	南部	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49	48	A -	(有)新勝土木	南風原町	南部	70	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-	
50	49	A B	(株)丸清組	豊見城市	南部	70	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	○	-	
51	50	A B	(株)丸真組	八重瀬町	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
52	51	A B	大野産業(株)たから工場	八重瀬町	南部	75	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
53	52	A B	(有)大里砕石	八重瀬町	南部	75	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
54	53	A B	(有)達商	八重瀬町	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
55	54	A B	(有)大開発	糸満市	南部	75	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	
56	55	A -	(有)アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	○	-	
57	56	A -	(有)吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	-	-	
58	57	A -	(株)山城組	糸満市	南部	75	○	○	-	-	-	○	○	◆	◆	◆	-	-	
59	58	A -	丸仲化工機(株)	糸満市	南部	75	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-	
60	59	A B	(有)開成産業	糸満市	南部	75	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
61	60	A -	南部舗道(株)アスコン再資源化センター	糸満市	南部	75	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-	
62	61	A -	(株)照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-	
63	62	A B	(株)紅樹	糸満市	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
64	63	A -	(有)山栄土建	糸満市	南部	75	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-	
65	64	A B	(株)国洋建設	久米島町	南部	(離島)	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	
66	65	- B	(有)三友	南風原町	南部	60	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1) 原材料として再生利用の可能性のある建設副産物で、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし



注) 図中の番号は、表-6.23.1.6に示す施設位置。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

図-6.23.1.1 沖縄本島内の産業廃棄物処理施設の位置図

(ア) 中間処理施設

ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理施設

表-6. 23. 1. 6 で示した廃棄物処理施設の中から、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊（以下アスコン塊とする）処理施設を表-6. 23. 1. 7 に、施設の位置を図-6. 23. 1. 2 に示しました。コンクリート塊、アスコン塊処理施設は43施設ありました。

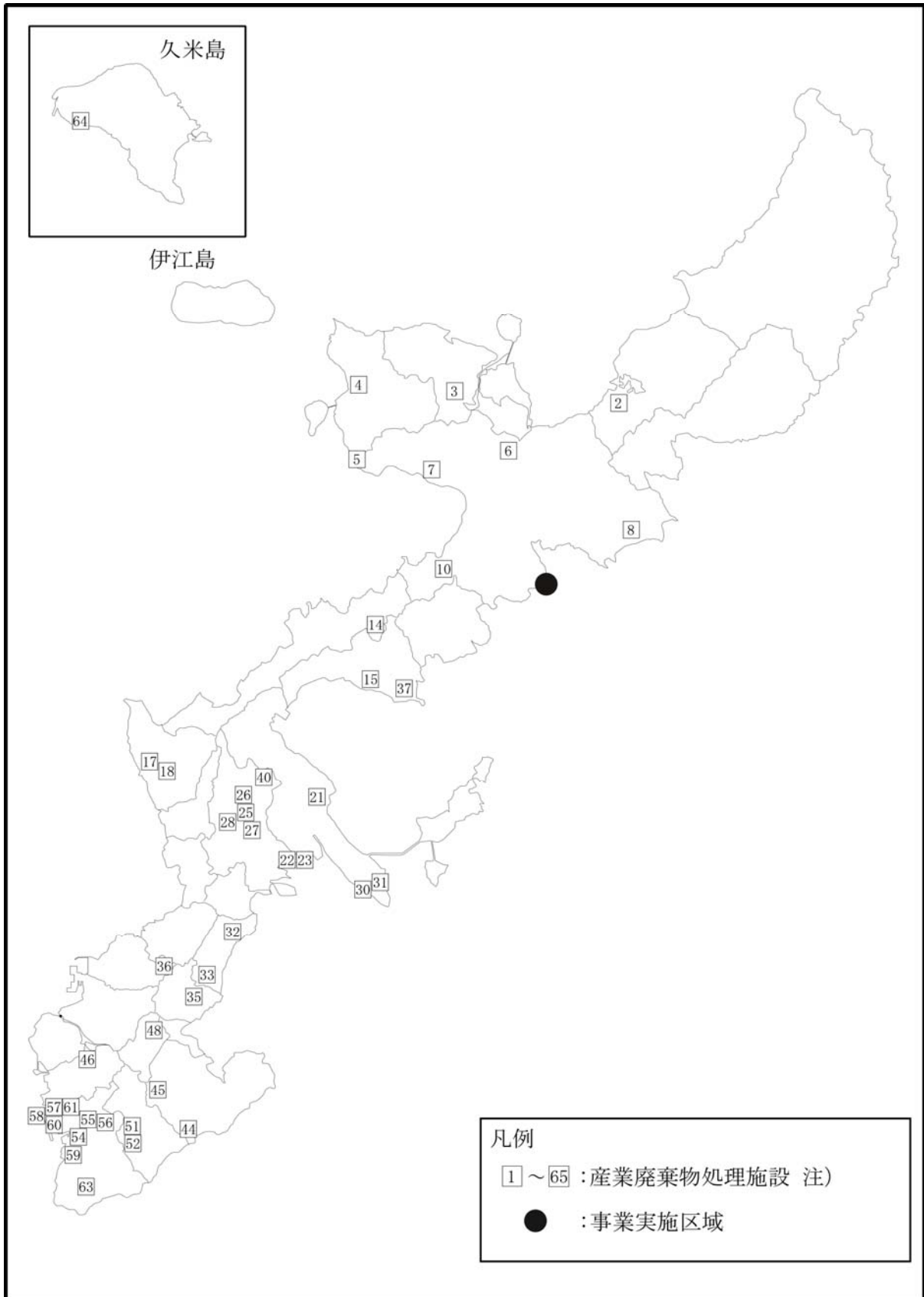
表-6. 23. 1. 7 コンクリート塊、アスコン塊処理施設

No.	注1) 施設位置	注1) 参考文献の記号	業者名	所在地 市業町場村	管轄保健所	注1) 中間処理注1)注2)		注1) 注2) 再生材生産	処理能力注1)注2) (t/d)		
						か) 事業実施区域(注1)注2) からの距離(km)	コンクリート塊				
						B	A, B	A, B	A	B (斜体注C)	
1	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○	移動式: 560 固定式: 400
2	3	A	-	協和工業株式会社	今帰仁村	北部	25	○	○	○	◆
3	4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	○	○	35
4	5	A	B	沖縄道路株式会社	本部町	北部	25	-	○	○	80
5	6	A	-	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○	破砕A: 320 破砕B: 34
6	7	A	-	株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○	破砕1: 320 破砕2: 440
7	8	A	-	丸宮リサイクルセンター	名護市	北部	15	○	○	○	破砕1: Co640 As: 320 破砕2: 560
8	10	A	-	有限会社手水産業	名護市	北部	15	○	○	○	800
9	14	A	-	(有) 共生産業	恩納村	中部	15	○	○	○	◆
10	15	A	-	共同企業体沖縄アスコン	金武町	中部	15	-	○	○	◆
11	17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	○	○	400
12	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○	75
13	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	○	◆
14	22	A	-	沖縄テクノクリート株式会社	沖縄市	中部	40	○	-	○	◆
15	23	A	-	有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○	◆
16	25	A	-	共同企業体うるまアスコン	沖縄市	中部	40	-	○	○	◆
17	26	A	B	大成ロテック株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	○	800 (アスファルト塊)
18	27	A	B	フジ砕石	沖縄市	中部	35	○	-	○	336
19	28	A	B	琉球開発株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	○	30
20	30	A	B	有限会社与勝鋳産	うるま市	中部	45	○	○	○	640
21	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○	10
22	32	A	B	株式会社川橋建設	中城村	中部	50	○	○	○	290
23	33	A	B	(有) オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○	-
24	35	A	-	(株) 七和	西原町	中部	50	-	○	○	◆
25	36	A	-	(有) 浦西開発	浦添市	中部	50	○	○	○	◆
26	37	-	B	世紀東急工業株式会社	金武町	中部	20	-	○	○	160
27	40	-	B	株式会社NIPPOコーポレーション	沖縄市	中部	40	-	○	○	240
28	44	A	B	街クリーン(株)	南城市	南部	70	○	○	○	200
29	45	A	-	(株) 日光建設	南城市	南部	70	○	○	○	◆
30	46	A	B	(有) とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○	480
31	48	A	-	(有) 新勝土木	南風原町	南部	70	○	○	○	◆
32	51	A	B	大野産業(株) たから工場	八重瀬町	南部	75	○	○	○	390m ³ /d
33	52	A	B	(有) 大里砕石	八重瀬町	南部	75	○	○	○	560
34	54	A	B	(有) 大開発	糸満市	南部	75	○	○	○	210
35	55	A	-	(有) アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
36	56	A	-	(有) 吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
37	57	A	-	(株) 山城組	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
38	58	A	-	丸仲化工機(株)	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
39	59	A	B	(有) 開成産業	糸満市	南部	75	○	○	○	240
40	60	A	-	南部舗道(株) アスコン再資源化センター	糸満市	南部	75	-	○	○	◆
41	61	A	-	(株) 照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
42	63	A	-	(有) 山栄土建	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
43	64	A	B	(株) 国洋建設	久米島町	南部	(離島)	○	○	○	344

注1) 施設位置は、表6. 23. 1. 6の施設位置と整合している。また、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

- A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建設部
- B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局
- C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料(斜体記載)

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし



注) 図中の番号は、表-6.23.1.6に示す施設位置。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

図-6.23.1.2 コンクリート塊、アスコン塊処理施設の位置図

イ) 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設

表-6. 23. 1. 6 で示した廃棄物処理施設の中から、建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設を表-6. 23. 1. 8 に、施設の位置を図-6. 23. 1. 3 に示しました。建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設は 22 施設ありました。

表-6. 23. 1. 8 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設

No.	注1) 施設位置	注1) 参考文献の記号		業者名	所在地 事業場 町村	管轄 保健所	注1) 事業実施区域 からの距離 (km)	注1) 注2) 中間処理		注1) 注2) 再生材生産	処理能力注1) 注2) (t/d)
		A	B					建設発生木材	・剪定草木		
							B	A, B	A, B	A	B (斜体はC)
1	1	A	B	オパス株式会社	大宜味村	北部	35	-	○	○	240
2	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○	◆
3	6	A	-	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○	12. 672
4	7	A	-	株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○	◆
5	11	A	-	オパス樹木リサイクルセンター恩納	恩納村	中部	30	-	○	○	◆
6	13	A	-	クライヴ林産企業組合	名護市	北部	15	-	○	○	100m ³ /d
7	16	A	B	有限会社沖縄クリーン工業	うるま市	中部	30	-	○	○	4. 8
8	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○	32
9	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	○	◆
10	23	A	-	有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○	◆
11	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○	0. 57t/h
12	33	A	B	(有) オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○	4. 15
13	34	A	-	金秀グリーン (株)	西原町	中部	50	-	○	○	◆
14	39	-	B	(資) 中部油ヒ汚泥処理施設	沖縄市	中部	40	○	○	-	15
15	44	A	B	街クリーン (株)	南城市	南部	70	○	○	○	72. 48
16	45	A	-	(株) 日光建設	南城市	南部	70	○	○	○	◆
17	46	A	B	(有) とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○	100
18	55	A	-	(有) アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
19	56	A	-	(有) 吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
20	58	A	-	丸仲化工機 (株)	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
21	59	A	B	(有) 開成産業	糸満市	南部	75	-	○	○	35
22	61	A	-	(株) 照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆

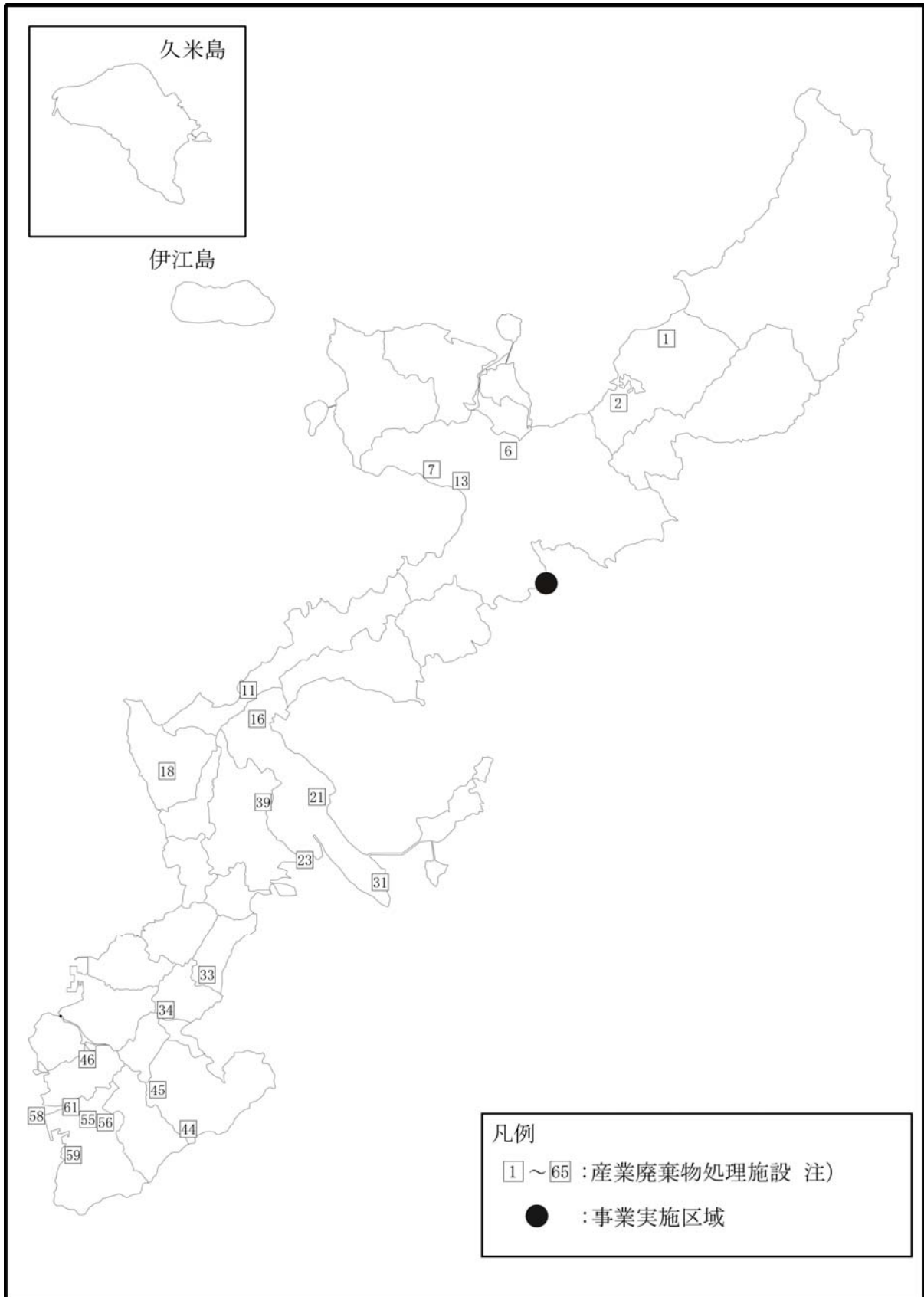
注1) 施設位置は、表 6. 23. 1. 6 の施設位置と整合している。また、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区 (17) 処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局

C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料 (斜体記載)

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし



注) 図中の番号は、表-6.23.1.6に示す施設位置。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
「沖縄地区（17）処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

図-6.23.1.3 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設の位置図

り) 汚泥処理施設

表-6. 23. 1. 6 で示した廃棄物処理施設の中から、汚泥処理施設を表-6. 23. 1. 9 に、施設の位置を図-6. 23. 1. 4 に示しました。汚泥処理施設は 12 施設ありました。

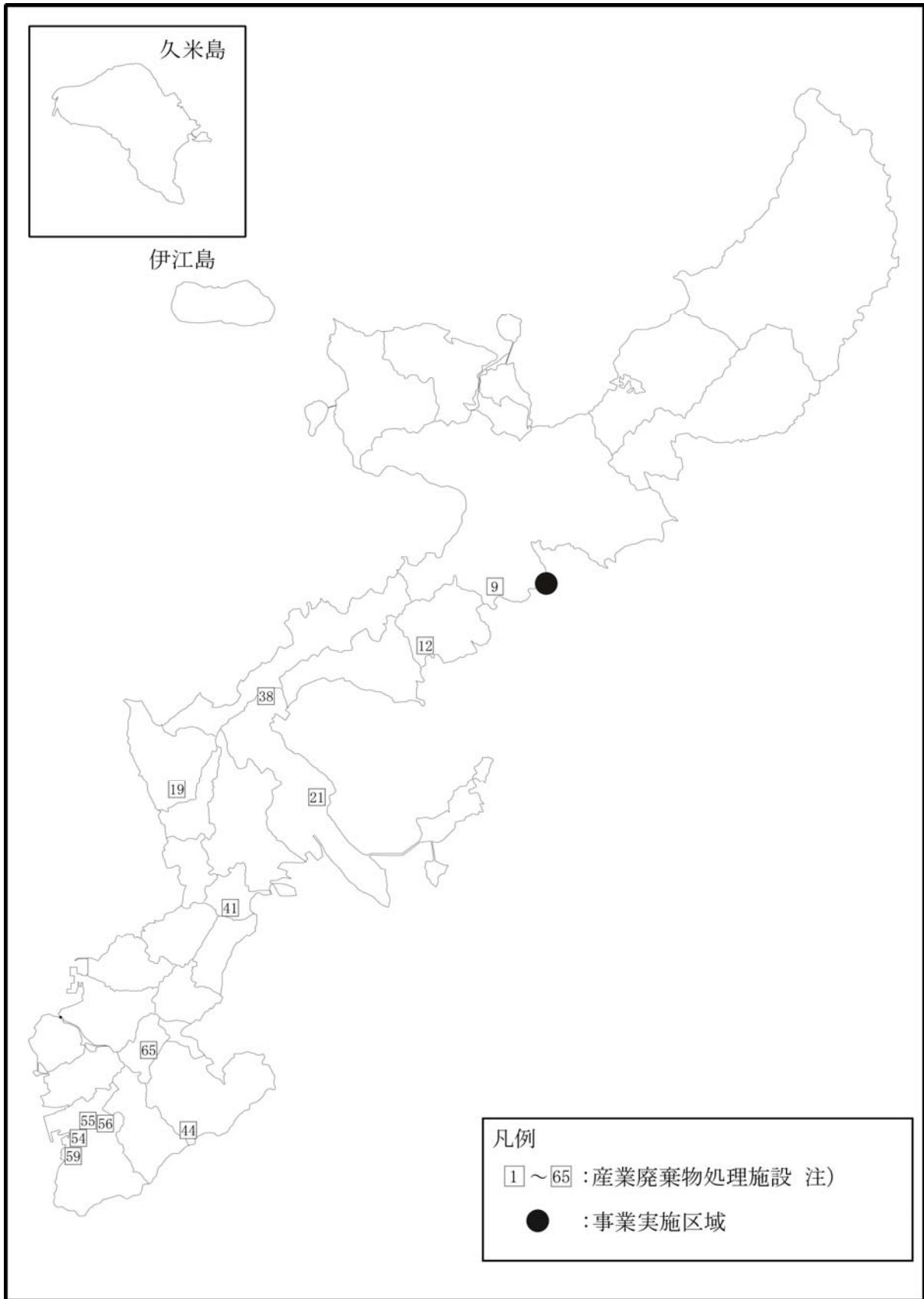
表-6. 23. 1. 9 汚泥処理施設

No.	注1) 施設位置	注1) 参考文献の記号		業者名	所在事業場 市町村	管轄保健所	注1) 注2) からの事業実 距離 (km)	注1) 注2) 中間 処理	注1) 注2) 再生材 生産	処理能力 ^{注1)注2)} B (斜体はC)
							建設 汚泥	B	A, B	
1	9	A	-	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	○	○	100m ³ /d
2	12	A	-	山元産業	宜野座村	中部	10	○	○	◆
3	19	A	-	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	○	○	◆
4	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	◆
5	38	-	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	○	-	◆
6	41	-	B	有限会社北中有機肥料	北中城村	中部	55	○	○	85.6m ³ /d
7	44	A	B	街クリーン (株)	南城市	南部	70	○	○	◆
8	54	A	B	(有) 大開発	糸満市	南部	75	○	○	◆
9	55	A	-	(有) アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	◆
10	56	A	-	(有) 吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	◆
11	59	A	B	(有) 開成産業	糸満市	南部	75	○	○	◆
12	65	-	B	(有) 三友	南風原町	南部	60	○	-	52m ³ /d

注1) 施設位置は、表 6. 23. 1. 6 の施設位置と整合している。また、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

- A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部
- B. 「沖縄地区 (17) 処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局
- C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料 (斜体記載)

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし



注) 図中の番号は、表-6.23.1.6に示す施設位置。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

図-6.23.1.4 汚泥処理施設の位置図

(イ) 産業廃棄物最終埋立施設

表-6. 23. 1. 6 で示した廃棄物処理施設の中から、産業廃棄物最終埋立施設を表-6. 23. 1. 10 に、施設の位置を図-6. 23. 1. 5 に示しました。産業廃棄物最終埋立施設は 13 施設あります。

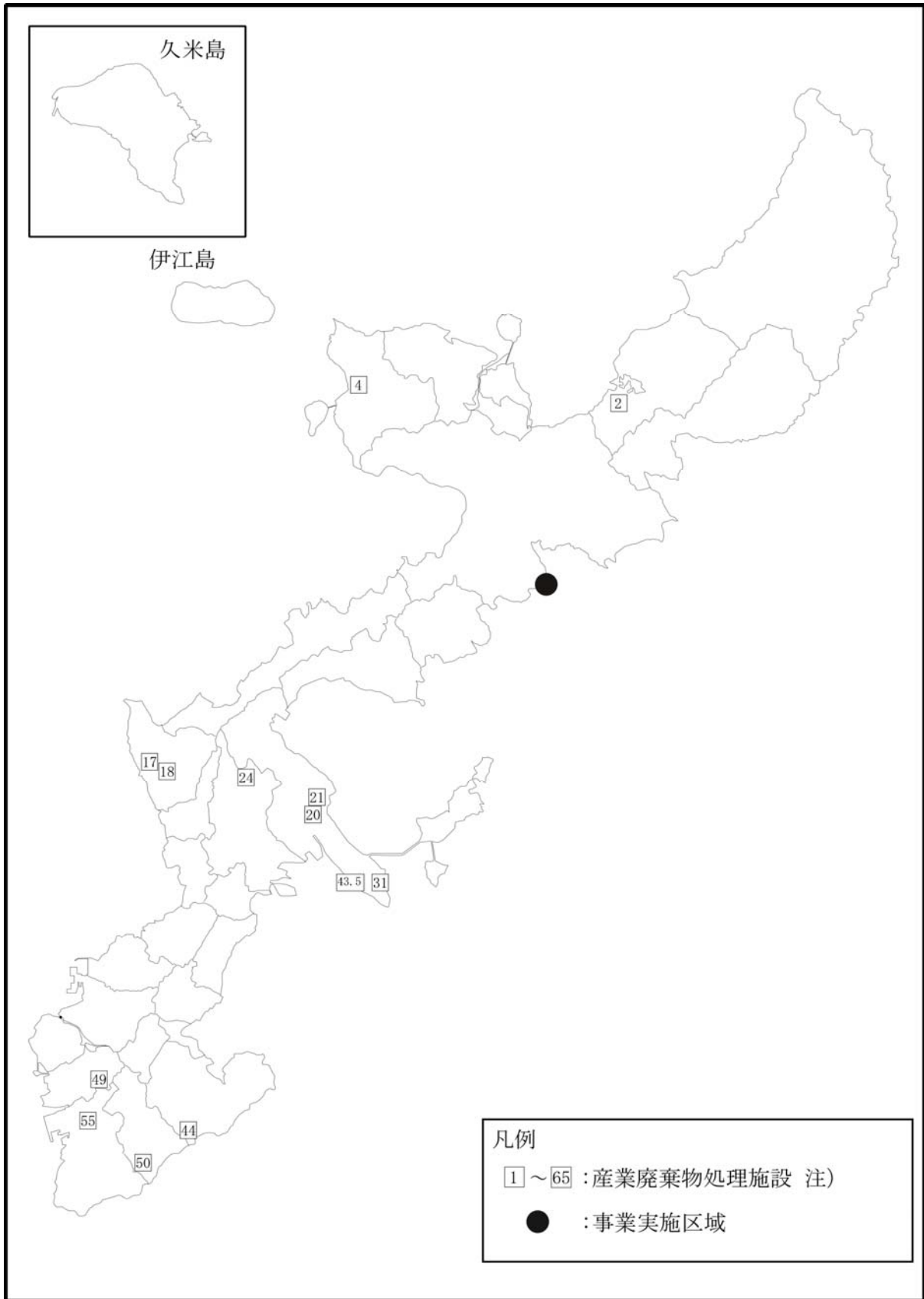
表-6. 23. 1. 10 産業廃棄物最終埋立施設

No.	注1) 施設位置	注1) 参考文献の記号		業者名	所在事業町場村	管轄保健所	か ^{注1)} ら事業距離(施区域)(km)	最終処分 ^{注1)注2)}		受入可能量 ^{注1)注2)}				
								安定型埋立	管理型埋立	H16年5月末残余(m ³) ※資料中で、(t)表記のものはそれを用いた。	H17年6月末残余(m ³)	H19年6月末残余(m ³)	H24年10月末残余(m ³)	
								B	A	A	D	E	A	-
1	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	-	5,000t	◆	15,042	◆	
2	4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	-	1,530	22,600	◆	◆	
3	17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	-	◆	◆	950,000	◆	
4	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	-	640,274t	1,012,847	977,350	◆	
5	20	A	B	不二宮工業(株)	うるま市	中部	40	○	-	7,921	7,477	7,197	◆	
6	21	A	-	翔環境建設株式会社	うるま市	中部	40	-	-	◆	◆	◆	◆	
7	24	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	○	-	◆	◆	286,740	286,740	
								-	○	◆	◆	◆	9,000	
8	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	-	○	5,000	2,500	4,000	4,000	
9	43.5	-	-	有限会社沖縄クリーンリサイクル	うるま市	中部	45	-	○	◆	◆	◆	11,900	
10	44	A	B	街クリーン(株)	南城市	南部	70	○	-	1,000,000	872,201	◆	◆	
11	49	A	B	(株)丸清組	豊見城市	南部	70	○	-	64,000	61,000	40,000	◆	
12	50	A	B	(株)丸真組	八重瀬町	南部	75	○	-	77,899	77,185	76,555	◆	
13	55	A	-	(有)アース環境開発南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	-	◆	◆	◆	◆	

注1) 施設位置は、表 6. 23. 1. 6 の施設位置と整合している。また、以下の資料及びヒアリングをもとに整理した。

- A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部
- B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局
- D. 「平成 16 年度実施設計単価表」平成 16 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部
- E. 「平成 17 年度実施設計単価表」平成 17 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部

注2) ○: 受け入れ可、◆: 情報なし



注) 図中の番号は、表-6.23.1.6に示す施設位置。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
「沖縄地区（17）処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

図-6.23.1.5 産業廃棄物最終埋立施設の位置図

(b) 廃棄物の種類及び量並びに処理等

本事業において発生が予測されている産業廃棄物の種類及び供用後の廃棄物等について表-6.23.1.11に示しました。

事業概要より発生が予測される廃棄物の種類は、産業廃棄物であるがれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）、木くず（工作物除去、伐採木、根株等）、ガラス陶磁器くず等の混合廃棄物、非飛散性アスベスト、建設汚泥などや一般廃棄物が挙げられます。

表-6.23.1.11 廃棄物の種類

区分	種別	産業の分類	対象工事・対象施設	処理方法	備考
工事の実施	がれき類（石材）	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	がれき類（コンクリート塊等）	産業廃棄物	撤去工事	リサイクル	100%場内
	がれき類（アスコン塊等）	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	伐採樹木	産業廃棄物	撤去工事	リサイクル	100%場内
	伐採樹木 木くず（建物）	産業廃棄物	撤去工事 飛行場施設設置	リサイクルプラント で処理	
	鋼材等金属くず	産業廃棄物	撤去工事 飛行場施設設置	有償償却	
	ガラス陶磁器くず	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	廃プラスチック類	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	化学繊維（カーテン）	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	ゴムフロート	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	非飛散性アスベスト	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	浚渫土砂	産業廃棄物	飛行場施設設置	リサイクル	埋立地へ投入
	建設汚泥及び建設残土	産業廃棄物	飛行場施設設置	リサイクル	埋立地へ投入
	ガードレール・フェンス	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	仮設構台撤去工 （H鋼橋梁、仮設橋梁）	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	仮設棧台	産業廃棄物	飛行場施設設置	有償償却	
付着物	産業廃棄物	撤去工事	埋立（管理型）		
施設等の存在	可燃ゴミ	一般廃棄物	施設運用による発生	焼却 埋立（一般廃棄物最終処分場）	
	粗大ゴミ（金属くず、木材等）	一般廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	資源ゴミ回収業者
	資源ゴミ（空き缶、空きビン等）	一般廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	資源ゴミ回収業者
	不燃ゴミ	産業廃棄物	施設運用による発生 飛行機点検整備等による発生	場外搬出	廃棄物処理業者
	燃料、油脂、潤滑油等	産業廃棄物	施設運用による発生 飛行機点検整備等による発生	場外搬出	廃棄物処理業者
	汚水処理の余剰汚泥量	産業廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	廃棄物処理業者

2) 現地調査

(a) 廃棄物処理施設の状況

a) ヒアリング結果

表-6.23.1.11 に示した事業概要より発生が予測される廃棄物（がれき類、木くず、ガラス陶磁器くず等の混合廃棄物、非飛散性アスベスト、建設汚泥などや一般廃棄物）について、これら廃棄物が処理可能な業者を抽出し、現有施設の種類及び規模、施設設置時期、実績、残余容量（最終処分場の場合）、受入の可能性等についてヒアリングを行いました。

(ア) 施設処理能力及び処理実績

調査対象施設の処理能力及び処理実績についてヒアリング結果を表-6.23.1.12 に示しました。

稼働率は50%以下の業者が多くなっていました。

表-6. 23. 1. 12 処理能力及び処理実績

No.	注1) 施設位置	注2) 分類	注3) A	注3) B	業者名	事業場所在市町村	管轄保健所	事業実施区域からの距離 (km)	施設の種類	処理能力	処理実績等	注4) 稼働率
1	2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破砕	移動式: 560t/d 固定式400t/d	中間処理: 15,000t/年	5%
									安定型処分場	—	処理実績: 近年なし 残余容量: 15,042m ³ (H19年6月末)	—
2	4	III	A	B	本郷生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破砕	破砕1: 35t/d 破砕2: 45t/d	15,000~19,000t/年	7%
									安定型処分場	埋立面積: 16,521m ² 埋立容量: 100,986m ³	処理実績: — 残余容量: 21,111m ³ (H19年3月末)	—
3	6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	焼却	88kg/d	—	—
									がれき、木材の破砕	破砕A: 320t/d 破砕B: 17t/d	がれき類: 5,000t/年 木くず: 4~500t/年	5%
4	9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	100t/d	—	—
5	10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破砕	800t/d	72,000t/年	30%
6	12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	120t/d	18,000t/年	50%
7	17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれきの破砕	400t/d	20,000~30,000t/年	21%
									安定型処分場	埋立面積: 40,000m ² 埋立容量: 1,000,000m ³	処理実績: — 残余容量: 950,000m ³ (H19年6月末)	—
8	18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	焼却	23t/d	—	—
									がれき、木材の破砕	75t/d	—	—
									安定型処分場	埋立面積: 54,499m ² 埋立容量: 1,376,934m ³	残余容量: 961,921m ³ (H20年12月末)	—
9	19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	180t/d	7,000~14,000t/年	19%
10	20	III	A	B	不二宮工業㈱	うるま市	中部	40	安定型処分場	—	処理実績: 操業していない 残余容量: 7,197m ³ (H19年6月末)	—
11	21	I	A	—	翔環境建設株式会社	うるま市	中部	40	がれきの破砕	640t/h	がれき類: 19,000t/年 木くず: 2,000t/年	11%
12	24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	焼却・焼成	94t/日	35,000t/年	85%
									がれき、木材の破砕	44t/日		
									安定型処分場	埋立面積: 21,747m ² 埋立容量: 286,740m ³	処理実績: — 残余容量: 286,740m ³ (H24年10月末)	—
									管理型処分場	埋立面積: 2,356m ² 埋立容量: 25,026m ³	処理実績: — 残余容量: 9,000m ³ (H24年10月末)	—
13	31	III	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	管理型処分場	埋立面積: 2,595m ² 埋立容量: 22,279m ³	処理実績: — 残余容量: 4,000m ³ (H24年10月末)	—
14	43.5	III	—	—	有限会社沖縄クリーンリサイクル	うるま市	中部	45	管理型処分場	埋立面積: 2,940m ² 埋立容量: 65,800m ³	処理実績: — 残余容量: 11,900m ³ (H24年10月末)	—

注1) 施設位置は、表6. 23. 1. 6の施設位置と整合している。

- 注2) 分類: I. 複数の廃棄物処理業を営む業者及び地方公共団体の施設
→ 県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。
II. 施設能力等の情報が不十分な施設 (施設能力不明等)
→ 施設情報の充実が図られる。
III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設
→ 公表されている情報の確認を行う。

注3) 以下の資料(A・B)及びヒアリング結果を踏まえ、整理した。

- A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部
B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

注4) 稼働率は年間稼働日数を300日と仮定し処理実績/処理能力で算出。

(イ) リサイクル状況

調査対象施設のリサイクル及び再生品の需要状況を表-6.23.1.13 に示しました。

ア) がれき類や建設汚泥

がれき類や建設汚泥については再生処理後に直ちに売却される傾向があり、再生材の需要は非常に高い状況でした。また、これらの過程で分別される金属類については、金属回収業者へ有償売却されていました。

イ) 木くず

木くずについては、チップ化した後に農家へ肥料として売却、または公共工事で防草材等に使用する例がみられました。また、木くずの発生由来としては開発に伴う伐採木や、解体工事で発生する古い資材等があげられますが、このうち解体工事に伴う木くずについては、含有成分の問題から農家への供給が困難との回答もあり、木くずのリサイクルルートとしてはやや安定性に欠ける状況でした。

表-6. 23. 1. 13 リサイクル状況調査結果

No.	注1) 施設 位置	注2) 分類	注3) A	注3) B	業者名	事業場所在 市町村	管轄 保健所	事業実施 区域から の距離 (km)	施設の種類	リサイクルの状況・再生品の需要等
1	2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100% 金属類：100%
2	4	III	A	B	本生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリート材は直ちに売却。季節変動はややあるが、基本的に需要が高い。
3	6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	がれき類の破砕 木材処理、収集運搬	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100%、金属類：金属回収業者へ売却100%
4	9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	土砂として全量売却している。
5	10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破砕 収集運搬	・再生砕石は需要大。県内はコンクリート材料が足りないぐらいである。 ・木くずは破砕処理後、低価格で農家へ販売している。
6	12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	再生直後に土砂として売却。足りないほどである。
7	17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれきの破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリート材は非常に高い。
8	18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	がれき、木材の破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100% 木材はチップ化し、植栽帯の防草材等として売却しているが、需要が高いとはいえない。
9	19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	三種処理土として100%売却。需要としては現在はいらないが、県発注の特記仕様書に再製品の優先使用が記載されるようになってきたので、今後は伸びていくものと思われる。
10	21	I	A	—	翔環境建設株式会社	うるま市	中部	40	がれきの破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100%
11	24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	がれき、木材の破砕	中間処理 平成17年度：35,762 t 平成18年度：36,444 t
12	38	III	—	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	汚泥処理 (発酵・堆肥化)	県内のサトウキビなどに肥料として使用している。

注 1) 施設位置は、表 6. 23. 1. 6 の施設位置と整合している。

注 2) 分類：I. 複数の廃棄物処理業を営む業者及び地方公共団体の施設

→ 県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。

II. 施設能力等の情報が不十分な施設（施設能力不明等）

→ 施設情報の充実が図られる。

III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設

→ 公表されている情報の確認を行う。

注 3) 以下の資料(A・B)及びヒアリング結果を踏まえ、整理した。

A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区 (17) 処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局

(ウ) 受け入れ可能性

本事業から発生する廃棄物の受け入れ可能性について表-6. 23. 1. 14 に示しました。

本事業から発生する産業廃棄物の受け入れについては、業務上の理由（受入品目が特定されている又は操業していない等）から受入不可の業者もありましたが、これら以外では許可品目さえ合えば問題なく受け入れるとの回答でした。

表-6. 23. 1. 14 受入可能性調査結果

No.	注1) 施設位置	注2) 分類	注3) A	注3) B	業者名	事業場所在市町村	管轄保健所	事業実施区域からの距離(km)	施設の種類	受け入れの可能性
1	2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破砕 安定型処分場	○：問題なし
2	4	III	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破砕 安定型処分場	○：品目が合えば問題なし。大いに期待している。
3	6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	焼却 がれき、木材の破砕	○：特に問題なし
4	9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	○：建設汚泥（無機汚泥）であれば問題なし
5	10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破砕	○：受入に問題なし
6	12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	○：問題なし
7	17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれきの破砕 安定型処分場	○：特に問題なし
8	18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	焼却 がれき、木材の破砕 安定型処分場	○：特に問題なし
9	19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	○：問題なし
10	20	III	A	B	不二宮工業㈱	うるま市	中部	40	安定型処分場	×：昨年10月から操業していないため、受け入れられない。
11	21	I	A	—	翔環境建設株式会社	うるま市	中部	40	がれき、木材の破砕 汚泥処理 (脱水・乾燥)	○：品目が合えば問題なし。
12	24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	焼却 がれき、木材の破砕 安定型処分場 管理型処分場	○：品目が合えば特に問題ない。
13	31	III	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	管理型処分場	○：特に問題なし
14	38	III	—	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	汚泥処理 (発酵・堆肥化)	×：県と契約している下水汚泥に限り処理を行っているため、受け入れない。
15	43.5	III	—	—	有限会社沖縄クリーンリサイクル	うるま市	中部	45	管理型処分場	○：特に問題なし

注1) 施設位置は、表 6. 23. 1. 6 の施設位置と整合している。

注2) 分類：I. 複数の廃棄物処理業を営む業者、及び地方公共団体の施設

→県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。

II. 施設能力等の情報が不十分な施設（施設能力不明等）

→施設情報の充実が図られる。

III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設

→公表されている情報の確認を行う。

注3) 以下の資料(A・B)及びヒアリング結果を踏まえ、整理した。

A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

6. 23. 2 予測

6. 23. 2. 1 工事の実施

(1) 予測の概要

建設工事の実施に伴う副産物の種類毎の発生の状況(建物の撤去含む)を予測項目とし、表-6. 23. 2. 1. 1 に示すとおり予測を行いました。

表-6. 23. 2. 1. 1 廃棄物等に係る予測の概要(工事の実施)

項目	内容
予測項目	建設工事に伴う副産物の種類毎の発生の状況の把握
影響要因	護岸の工事 <ul style="list-style-type: none"> ・代替施設本体の護岸工事 ・作業ヤードの工事 ・海上ヤードの工事 ・工事用仮設道路の工事 ・浚渫の工事 埋立ての工事 <ul style="list-style-type: none"> ・代替施設本体の埋立て工事 ・埋立土砂発生区域における土砂の採取 ・工事用仮設道路の工事 ・美謝川の切替え工事 造成等の施工による一時的な影響 <ul style="list-style-type: none"> ・代替施設本体における造成等の施工 ・進入灯の工事
予測地域	名護市辺野古沿岸域
予測対象時期等	護岸の工事、埋立ての工事及び造成等の施工による一時的な影響の工事期間中で建設副産物が発生する時期
予測の手法	建設工事に伴う副産物 ①がれき類(石材、コンクリート塊等 ^{注)} 、アスコン塊等 ^{注)}) がれき類の発生量を整理し、その措置の検討を行いました。 ②伐採樹木(木くず等) 現存植生図に事業実施区域を重ね合わせ、改変に伴い消滅する植生箇所 の面積を求め、これを伐採面積とし、「伐採面積×単位面積あたりの樹木 の体積(材積)」から伐採樹木の発生量を算出し、その措置の検討を行いま した。 ③建設汚泥及び残土 建設汚泥及び建設残土の発生量を把握し、その措置の検討を行いまし した。 ④金属くず(鋼材類、アルミくず等) 施工計画等から金属くず(鋼材類、アルミくず等)の発生量を把握し、そ の措置の検討を行いました。 ⑤混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等) 混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)の発生量を把握し、その措置 の検討を行いました。 ⑥非飛散性アスベスト 非飛散性アスベストの発生量を把握し、その措置の検討を行いました。 ⑦付着物 汚濁防止膜に付着する付着物の発生量を把握し、その措置の検討を行いま した。

注) コンクリート塊等：鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート等
 アスコン塊等：アスファルト舗装材及びアスファルト防水材等

(2) 予測方法

1) がれき類(石材、コンクリート塊等、アスコン塊等)

がれき類(石材、コンクリート塊等、アスコン塊等)の発生量を把握し、その措置を検討しました。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)等に則り、その措置を検討しました。

なお、コンクリート塊等とは、鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート等を、アスコン塊等とは、アスファルト舗装材及びアスファルト防水材等をいいます。

石材の発生量については、基礎捨石の割増率が30%であることから、以下のとおり算出しました。

算出方法：NET×1.3

2) 伐採樹木(木くず等)

現存植生図に事業実施区域を重ね合わせ、改変に伴い消滅する植生箇所の面積を求め、これを伐採面積とし、「伐採面積×単位面積あたりの樹木の体積(材積)」から伐採樹木の発生量を算出し、この措置を検討しました。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)等に則り、その措置を検討しました。

3) 建設汚泥及び建設残土

施工計画等から建設汚泥及び建設残土の発生の有無を把握し、その措置を検討しました。降雨による赤土等の発生量については、赤土等の濁水発生量や頻度により変動が大きいことから算定不能であるため、示しておりません。

4) 金属くず(鋼材類、アルミくず等)

施工計画等から金属くず(鋼材類、アルミくず等)の発生量を把握し、その措置を検討しました。金属くずの発生量については、発生量が多い代替施設本体における造成等において、解体する建物の用途毎に種別し、その建物種別毎に躯体及び内外部の開口部分の建具類撤去に伴う金属類(ドア・窓枠等)の単位面積当たりの発生量をそれぞれ設定し、延床面積を掛け合わせて算出しました。また、発生量ピーク値については、建物解体時期を考慮して算出しました。

算出方法：解体建物種別毎延床面積×延床面積1㎡当り発生量

5) 混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)

施工計画等から混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)の発生量を把握し、この措置を検討しました。混合廃棄物の発生量については、代替施設本体におけ

る造成等において、解体する建物を種別し、その建物種別毎に躯体及び内部床等の撤去に伴う廃プラスチックや繊維くず等(ビニールタイル、ビニールシート等)の単位面積当たりの発生量をそれぞれ設定し、延床面積を掛け合わせて算出しました。また、発生量ピーク値については、建物解体時期を考慮して算出しました。

算出方法：解体建物種別毎延床面積×延床面積 1 m²当り発生量

汚濁防止膜のカーテン（繊維）については、以下のとおり算出しました。

算出方法：膜延長（施工期間毎）×幅 7m×2kg/m²

汚濁防止膜のゴムフロート（φ300）は、フロート体積の 1/3 をゴムくずと想定し、以下のとおり算出しました。

算出方法：膜延長（施工期間毎）×1/4×0.30²×π×1/3×0.52t/m²

6) 非飛散性アスベスト

施工計画等から非飛散性アスベストの発生量を把握し、その措置を検討しました。非飛散性アスベストの発生量については、解体する建物を種別し、その建物種別毎に躯体及び内部壁・天井等の撤去に伴うボード類(石膏ボード、石綿セメント等)の単位面積当たりの発生量をそれぞれ設定し、延面積を掛け合わせて算出しました。また、発生量ピーク値については、建物解体時期を考慮して算出しました。

算出方法：解体建物種別毎延床面積×延床面積 1 m²当り発生量

7) 付着物

施工計画等から汚濁防止膜に付着する貝殻等の付着物の発生量を把握し、その措置を検討しました。発生量(ピーク値含む)については、汚濁防止膜の幅や膜延長及び焼却処理後の縮減率等をもとに、以下のとおり算出しました。

焼却前：膜延長(施工期間毎)×幅 7m×0.14m³/m²

焼却後：膜延長(施工期間毎)×幅 7m×0.14m³/m²×0.3

(3) 予測結果

1) 公有水面の埋立

(a) 護岸の工事

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.2 に、発生時期を表-6.23.2.1.5 に示しました。

- ・代替施設本体の護岸工事及び作業ヤードの工事からは、建設工事に伴う副産物の発生はありません。
- ・海上ヤードの工事からは、撤去に伴って石材が発生しますが、回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分できるものと予測しました。
- ・浚渫の工事からは、浚渫土砂が発生すると予測しました。その処理方法としては、二重締切矢板式護岸の中詰めとして利用し、場外への発生はありません。

表-6.23.2.1.2 護岸工事に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	数量	単位	処理方法	発生時期
代替施設本体の護岸工事	—	—	—	—	発生しない
作業ヤードの工事	—	—	—	—	発生しない
海上ヤードの工事	石材	363,000	m ³	再利用（有償償却）	5年次5～12ヶ月目
工事用仮設道路の工事	—	—	—	—	埋立ての工事の項目でまとめて検討
浚渫の工事	浚渫土砂（航路）	—	m ³	二重締切矢板式護岸の中詰めとして利用するため発生しない。	1年次8ヶ月～2年次8ヶ月目
	浚渫土砂（床堀）				2年次8～11ヶ月目

(b) 埋立ての工事

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.3 に、発生時期を表-6.23.2.1.5 に示しました。

- ・代替施設本体における造成等の施工の埋立工事、埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事に伴い、建設土砂が発生しますが、基本的に全て埋立に利用する計画としています。
なお、地盤改良では建設汚泥は発生しません。
- ・埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事に伴い、建設汚泥が発生しますが、凝集剤等にて固化し、天日乾燥後に事業実施区域内で盛土材等に再利用するなど、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- ・埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事に伴い、伐採樹木が発生しますが、事業実施区域内でチップ化し、緑化等(植生基盤材及びマルチング等)に使用する計画です。なお、チップ化しない伐採樹木については、表-6.23.2.1.8に示す近傍のリサイクルプラント(計7施設)に搬出し、処理・処分を行います。各工事における伐採樹木の発生量のうち、リサイクルプラントへ搬入する量(7,298m³)は、表-6.23.2.1.3に示すとおり、リサイクルプラントの処理能力(1,208,700m³/年)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- ・工事用仮設道路に伴い、コンクリート塊等(コンクリート塊・路盤)が発生しますが、事業実施区域内にコンクリート破砕機を設置し、処理後に本事業内で再利用する計画です。

また、アスコン塊等(アスファルト塊)については、表-6.23.2.1.7に示す近傍のリサイクルプラント(計8施設)に搬出し、処理・処分を行います。各工事におけるアスコン塊等の発生量(700m³)は、表-6.23.2.1.3に示すとおり、リサイクルプラントの処理能力(682,800m³/年)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- ・汚濁防止膜の撤去に伴い、コンクリートブロックが発生しますが、表-6.23.2.1.7に示す近傍のリサイクルプラント(計8施設)に搬出し、処理・処分を行います。各工事におけるコンクリートブロックの発生量(1,700m³)は、表-6.23.2.1.3に示すとおり、リサイクルプラントの処理能力(682,800m³/年)を下回っていることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

ガードレール・フェンスや金属(アンカー・ウェイト他)については、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

また、汚濁防止膜のゴムフロート・化学繊維(カーテン)については、15cm程度のチップに裁断処理後、表-6.23.2.1.9に示す近傍の安定型最終処分場に搬出し、処理・処分を行います。ゴムフロート及び繊維カーテンの発生量(540m³)は、表-6.23.2.1.3に示すとおり、最終処分場の残余容量(1,427,235m³)を下回っており、残余容量に対する比率も0.02%相当であることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- ・汚濁防止膜からは、貝殻等の付着物が発生しますが、油等が混合している可能性があることから、汚濁防止膜から剥がして他の廃棄物とは別にまとめて表-6.23.2.1.10に示す近傍の管理型最終処分場へ搬出し、焼却や埋立等の処理・処分を行います。焼却処理前の発生量(2,700m³)は、表-6.23.2.1.10に示すとおり管理型最終処分場における焼却処理能力(2施設合計)である

24,900 m³を下回ります。また、焼却処理後の体積が 1/3 になるものと想定しますと、付着物の総体積は約 891 m³ となり、管理型最終処分場における残余容量に対する比率も 3.58%相当となっています。また、今後、工事段階における施設の処理状況等を踏まえ、県内で適切な処理ができない場合は、県外の処理施設へ搬出することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6.23.2.1.3 埋立の工事に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	発生量 (合計)	単位	処理方法	発生時期	処理施設の処理能力 ^{注2)}		処理施設の 残余容量 (m ³)	残余容量に 対する比率 (%)
						(m ³ /日)	(m ³ /年)		
代替施設本体にお ける造成等の施工	埋立工事	—	m ³	—	発生しない。	—	—	—	—
	地盤改良	—	m ³	—	発生しない。	—	—	—	—
埋立土砂発生区域における 土砂の採取	伐採樹木	8,000	m ³	3,828m ³ は、緑化等 4,124m ³ は、リサイクルプラ ントで使用	A-1区域：1年次12ヶ月目 A-2区域：1年次12ヶ月～2年次1ヶ月目 B-3区域：2年次4～6ヶ月目 B-2区域：2年次2～3ヶ月目 C区域：2年次5ヶ月目	4,029	1,208,700	—	—
	建設残土	—	m ³	埋立地へ投入。区域外へは持ち出さない。	2年次1～11ヶ月目	—	—	—	—
	建設汚泥	注1)	m ³	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	2年次1～11ヶ月目	—	—	—	—
	伐採樹木	2,300	m ³	136m ³ は、緑化等に使用 2,184m ³ は、リサイクルプラ ントで使用	仮設道路A：1年次1ヶ月目 仮設道路B-1：1年次1ヶ月目 仮設道路C-1：1年次5ヶ月目	4,029	1,208,700	—	—
工事用仮設道路の工事	建設残土	—	m ³	工事区域内で上の移動。区域外へは持ち出さない。	仮設道路A：1年次2～4ヶ月目 仮設道路B-1：1年次2～4ヶ月目 仮設道路C-1：1年次5～7ヶ月目	—	—	—	—
	建設汚泥	注1)	m ³	埋立地へ投入するため発生しない。	1年次1ヶ月～2年次3ヶ月目	—	—	—	—
	アスコン塊等 (アスファルト塊)	700	m ³	リサイクルプラントで処理	仮設道路A：1年次1ヶ月目	2,276	682,800	—	—
	コンクリート塊等(路盤)	4,900	m ³	場内にコンクリート破砕機を設置して処理し本事業で利用する。	仮設道路B-1：1年次1ヶ月目	—	—	—	—
	ガードレール	2,600	m	再利用(有償償却)	仮設道路C-1：1年次5ヶ月目	—	—	—	—
	コンクリート塊等 (コンクリート塊)	100	m ³	場内にコンクリート破砕機を設置して処理し本事業で利用する。	5年次8～9ヶ月目	—	—	—	—
	フェンス	1,100	m	再利用(有償償却)	—	—	—	—	—
	仮設構台撤去工(H鋼橋梁)	29	トン	再利用(有償償却)	—	—	—	—	—
	仮設構台撤去工(仮設橋梁)	27	トン	再利用(有償償却)	仮設道路B-1：5年次8～12ヶ月目 仮設道路B-2：5年次5～7ヶ月目	—	—	—	—
	建設残土	—	m ³	埋立地へ投入。区域外へは持ち出さない。	1年次3～11ヶ月目	—	—	—	—
美射川の切替え工事	建設汚泥	注1)	m ³	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	—	—	—	—	—
	伐採樹木	990	m ³	リサイクルプラントで処理	1年次1ヶ月目、1年次7ヶ月目、1年次11ヶ月目	4,029	1,208,700	—	—
汚濁防止膜	ゴムシート	220	m ³	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ	2年次3ヶ月目、3年次9ヶ月目、4年次11ヶ月目	—	—	1,427,235	0.02
	化学繊維(カーテン)	320	m ³	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ	—	—	—	1,427,235	0.02
	金属(アンカー、ウエイト他)	270	m ³	再利用(有償償却)	—	—	—	—	—
	コンクリートブロック	1,700	m ³	リサイクルプラントで処理	2,276	682,800	—	—	—
汚濁防止膜	付着物	2,700	m ³	焼却前(管理型処分場にて焼却)	2年次3～5ヶ月目、3年次3～5ヶ月目、3年次9～11ヶ月目、4年次3～5ヶ月目、4年次11ヶ月～5年次1ヶ月目	107.9	32,370	24,900	10.84
		891	m ³	焼却処理後(管理型処分場にて埋立)	—	—	—	24,900	3.58

注1)建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量程度により算定不能であるため、示しておりません。

注2)年間の処理能力は、稼働日数を300日として算出しました。

2) 飛行場及びその施設の設置

(a) 造成等の施工による一時的な影響

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.4 に、発生時期を表-6.23.2.1.5 に示しました。

・代替施設本体における造成等に伴い、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類が発生しますが、表-6.23.2.1.9 に示す近傍の安定型最終処分場(計3施設)へ搬出し、処理・処分を行います。ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の発生量(680m³)は、表-6.23.2.1.4 に示すとおり、最終処分場の残余容量(1,427,235m³)を下回っており、残余容量に対する比率も0.01%及び0.04%相当であることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

非飛散性アスベストについては、表-6.23.2.1.10 に示す近傍の管理型最終処分場(計3施設)へ搬出し、処理・処分を行います。非飛散性アスベストの発生量(3,200m³)は、表-6.23.2.1.4 に示すとおり、最終処分場の残余容量(24,900m³)を下回っており、残余容量に対する比率も12.85%相当となっています。また、今後、工事段階における施設の処理状況等を踏まえ、県内で適切な処理ができない場合は、県外の処理施設へ搬出することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

コンクリート塊については、事業実施区域内にコンクリート破砕機を設置し、処理して本事業内で再利用する計画としました。

アスファルト塊等(舗装、歩道)については、表-6.23.2.1.7 に示す近傍のリサイクルプラント(計8施設)に搬出し、処理・処分を行います。アスファルト塊等の発生量(4,300m³)は、表-6.23.2.1.4 に示すとおり、リサイクルプラントの処理能力(682,800m³/年)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

木くず(建物)については、表-6.23.2.1.8 に示す近傍のリサイクルプラント(計7施設)に搬出し、処理・処分を行います。各工事における伐採樹木の発生量(2,600m³)は、表-6.23.2.1.4 に示すとおり、リサイクルプラントの処理能力(1,208,700m³/年)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

建設残土については、埋立地へ投入する計画です。

鋼材類やアルミくずについては、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

・進入灯の工事では工事完了後、仮設栈台を撤去しますが、これらは金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6. 23. 2. 1. 4 代替施設本体の造成等に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	数量	単位	処理方法	発生時期	処理施設の処理能力 ^{注)}		処理施設の 残余容量 (m ³)	残余容 量に対 する比 率(%)
						(m ³ /日)	(m ³ /年)		
代替施設 本体にお ける造成 等	コンクリート塊 (建物)	52,000	m ³	場内にコンクリート 破砕機を設置して処 理し本事業で利用す る。	1年次1~3ヶ月目 2年次2~4ヶ月目 3年次1~2ヶ月目 3年次5ヶ月~ 5年次1ヶ月目	-	-	-	-
	鋼材類(建物)	7,200	m ³	再利用(有償償却)		-	-	-	-
	木くず(建物)	2,600	m ³	リサイクルプラント で処理		4,029	1,208,700		
	アルミくず(建物)	100	m ³	再利用(有償償却)		-	-	-	-
	ガラス陶磁器くず (建物)	80	m ³	安定型処分場		-	-	1,427,235	0.01
	廃プラスチック類 (建物)	600	m ³	安定型処分場		-	-	1,427,235	0.04
	非飛散性アスベ スト(建物)	3,200	m ³	管理型処分場		-	-	24,900	12.85
	アスファルト塊等 (舗装)	2,800	m ³	リサイクルプラント で処理		2,276	682,800	-	-
	アスファルト塊等 (歩道)	1,500	m ³	リサイクルプラント で処理		2,276	682,800	-	-
	建設残土	-	m ³	埋立地へ投入するた め発生しない。	4年次5~11ヶ月目	-	-	-	-
進入灯の 工事	仮設栈台	2,900	m ³	再利用(有償償却)	4年目4ヶ月~ 5年目3ヶ月目	-	-	-	-

注) 年間の処理能力は、稼働日数を300日として算出しました。

3) 工事の実施が廃棄物に及ぼす影響

工事の実施に伴い発生する建設工事に伴う副産物は、建設汚泥及び建設残土、がれき類(石材、コンクリート塊等、アスコン塊等)、伐採樹木(木くず等)、金属くず(鋼材類、アルミくず等)、混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)、非飛散性アスベスト、ガードレール・フェンス、仮設構台撤去(H鋼橋梁、仮設橋梁)及び付着物が発生するものと予測しました。

建設工事に伴う発生量を表-6.23.2.1.6に、発生状況及び処理・処分に關わる予測結果を以下に示しました。

(a) がれき類

石材については、約 363,000m³が発生しますが、回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

コンクリート塊等については、約 57,000m³が発生しますが、事業実施区域内にコンクリート破砕機を設置し、再生路盤材として再利用する計画としました。

アスコン塊等については、約 6,700m³が発生しますが、表-6.23.2.1.7に示す近傍のリサイクルプラント(計 8 施設)へ搬出し、処理・処分を行います。搬出するアスコン塊等のピーク時における 1 日当たりの発生量は 109.4 m³/日となり、リサイクルプラントの 1 日当たりの処理能力(合計 2,276m³/日)を下回っています。また、各施設における現在の処理状況(合計 826m³/日)を踏まえると、本事業で発生したアスコン塊等を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられます。

(b) 伐採樹木

伐採樹木(木くず等)については、約 13,900m³発生しますが、事業実施区域内でチップ化処理を行い、約 4,000m³については緑化等(植生基盤材及びマルチング等)に再利用します。また、残りの約 9,900m³の伐採樹木(木くず等)については、表-6.23.2.1.8に示す近傍のリサイクルプラント(計 7 施設)へ搬出し、処理・処分を行います。搬出する伐採樹木(木くず等)のピーク時における 1 日当たりの発生量は 181.0m³/日となり、リサイクルプラントの 1 日当たりの処理能力(合計 4,029m³/日)を下回っています。また、各施設における現在の処理状況(合計 1,056m³/日)を踏まえると、本事業で発生した伐採樹木(木くず等)を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられます。

(c) 建設汚泥及び残土

建設残土は、埋立地へ投入することから、建設工事に伴う副産物の発生はないものと予測しました。

また、建設汚泥は、凝集剤等にて固化し、天日乾燥後に事業実施区域内において盛土材として再利用を行うことから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(d) 金属くず

金属くず(鋼材類、アルミくず等)、ガードレール・フェンス及び仮設構台撤去(H鋼橋梁、仮設橋梁)については、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(e) 混合廃棄物

混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)については、約 1,200m³が発生しますが、廃プラスチックについては安定型最終処分場、繊維くず等については管理型最終処分場へ搬出し、処理・処分を行います。表-6.23.2.1.9 及び表-6.23.2.1.10 に示す近傍の安定型最終処分場及び管理型最終処分場(ともに計 3 施設)における残余容量は、それぞれの施設合計で 1,427,235m³ 及び 24,900m³ となっております。混合廃棄物の発生量(約 1,200m³)は、各処分場における残余容量合計の 0.1%及び 4.9%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(f) 非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、約 3,200m³が発生しますが、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」(平成 17 年 8 月 22 日環境省)及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術的指針」(環境省、平成 17 年 3 月 30 日)等の法令・指針等に基づき適正に処理・処分します。近傍の管理型最終処分場は、表-6.23.2.1.10 に示すとおり 3 施設あります。近傍の管理型最終処分場における埋立容量は 24,900m³ となっており、非飛散性アスベストの発生量(約 3,200m³)は近傍の管理型最終処分場における埋立容量の 12.9%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。なお、飛散性アスベストが使用されている既存施設は確認されていませんが、飛散性アスベストが確認された場合は、県内に処分場が存在しないため、法令に従い県外の処分場へ適切に処理・処分することとします。

(g) 付着物

付着物については、約 8,100m³が発生しますが、油等が混合している可能性があることから、管理型最終処分場において焼却や埋立等の処理・処分を行います。焼却処理前のピーク時における 1 日当たりの発生量は、39.8m³/日となり、

表-6. 23. 2. 1. 10 に示すとおり管理型最終処分場における 1 日当たりの焼却処理能力(2 施設合計)である 107.9 m³/日を下回ります。

また、焼却処理後の体積が 1/3 になるものと想定すると、付着物の総体積は約 2,700m³となり、管理型最終処分場の残余容量に対する比率は 10.8%相当となります。また、今後、工事段階における施設の処理状況等を踏まえ、県内で適切な処理ができない場合は、県外の処理施設へ搬出することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(h) 最終処分場における処理状況

安定型最終処分場へ搬出する副産物は、表-6. 23. 2. 1. 6 及び上記(e)に示したとおり、混合廃棄物のうちの廃プラスチックがあげられ、その発生量合計は最大で 1,200 m³であり、近傍の安定型最終処分場における残余容量合計(1,427,235 m³)の 0.1%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

また、管理型埋立最終処分場へ搬出する副産物は、表-6. 23. 2. 1. 6 及び上記(e)～(g)に示したとおり、混合廃棄物のうちの繊維くずや非飛散性アスベスト及び付着物があげられ、その発生量合計は最大で 7,100 m³であり、近傍の安定型最終処分場における残余容量合計(24,900 m³)の 28.5%に相当します。また、今後、工事段階における施設の処理状況等を踏まえ、県内で適切な処理ができない場合は、県外の処理施設へ搬出することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6. 23. 2. 1. 6 建設工事に伴う副産物の発生量

副産物の種類	処理方法等	発生量のピーク値	発生量	処理施設の処理能力 (m ³ /日)	処理施設の残余容量 (m ³)	残余容量に対する比率 (%)
建設汚泥	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	※ m ³ /日	※ m ³	※	※	※
がれき類 (石材)	再利用 (有償償却)	— m ³ /日	約363,000 m ³	—	—	—
金属くず (鋼材類、アルミくず等)		— m ³ /日	約10,500 m ³	—	—	—
ガードレール・フェンス		— m ³ /日	約3,700 m ³	—	—	—
仮設構台撤去工 (H鋼橋梁、仮設橋梁)		— スパン/日	約60 スパン	—	—	—
がれき類 (コンクリート塊等)	再利用	245.0 m ³ /日	約57,000 m ³	—	—	—
	チップ化 (再利用)	110.0 m ³ /日	約4,000 m ³	—	—	—
伐採樹木 (木くず等)	リサイクルプラントへ搬出し、再利用	181.0 m ³ /日	約9,900 m ³	4,029	—	—
がれき類 (アスコン塊等)	リサイクルプラントへ搬出し、再利用	109.4 m ³ /日	約6,700 m ³	2,276	—	—
混合廃棄物 (廃プラスチック、繊維くず等)	廃プラスチックは安定型、繊維くず等は管理型最終処分場にて処理。	19.6 m ³ /日	約1,200 m ³	95	1,427,235	0.1
				82.5	24,900	4.9
非飛散性アスベスト	管理型最終処分場 (非飛散性アスベスト) にて処理。	8.1 m ³ /日	約3,200 m ³	—	24,900	12.9
付着物	焼却前	39.8 m ³ /日	約8,100 m ³	82.5	—	—
	焼却処理後、管理型処分場にて処理。	13.3 m ³ /日	約2,700 m ³	—	24,900	10.8

注 1) 建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。
 注 2) 各処理施設の処理能力、残余容量及び現在の処理状況等は、表-6. 23. 2. 1. 7～表-6. 23. 2. 1. 10 に示しました。

表-6. 23. 2. 1. 7 近傍の主なリサイクルプラントの処理能力 (アスコン塊等)

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (a) (t/日)	換算した 処理能力 (b) (m ³ /日)	現在の処理状況	
				(t/日)	(m ³ /日)
ニライ環境開発株式会社	大宜味村	固定式： 400	270	▲	▲
本部生コン株式会社	本部町	破砕1： 245	166	0～200	0～135
		破砕2： 315	213		
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	破砕A： 320	216	10	7
		破砕B： 17	11		
有限会社手水産業	名護市	800	541	154～192	104～130
株式会社沖広産業	読谷村	400	270	▲	▲
合資会社森岡産業	読谷村	75	51	75	51
翔環境建設株式会社	うるま市	752	508	0～700	0～473
株式会社倉敷環境	沖縄市	44	30	44	30
合計		3,324	2,276	1,221	826

注 1) 処理能力 (t/日) 及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました (現在の処理状況 (合計) は最大値を用いた。▲はヒアリング時点で情報が得られていない)。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおり。

$$b(\text{m}^3\text{当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})) = a(\text{t}\text{当たりの年間処理能力}:\text{t}/\text{年}) / k \quad \text{※}k:\text{換算係数}$$

表-6. 23. 2. 1. 8 近傍の主なリサイクルプラントの処理能力(伐採樹木)

業者名	事業場 所在市町村	処理能力(a) (t/日)	換算した 処理能力(b) (m ³ /日)	現在の処理状況	
				(t/日)	(m ³ /日)
ニライ環境開発株式会社	大宜味村	固定式： 400	727	▲	▲
本部生コン株式会社	本部町	破砕1： 245	445	0~200	0~364
		破砕2： 315	573		
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	破砕A： 320	582	10	18
		破砕B： 17	31		
有限会社手水産業	名護市	800	1,455	154~192	0~349
合資会社森岡産業	読谷村	75	136	75	136
株式会社倉敷環境	沖縄市	44	80	44	80
株式会社バイオマス再資源化センター	うるま市	60	109	60	109
合計		2,276	4,029	581	1,056

注 1) 処理能力(t/日)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました(現在の処理状況(合計)は最大値を用いた。▲はヒアリング時点で情報が得られていない)。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおり。

$$b(\text{m}^3 \text{ 当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})) = a(\text{t 当たりの年間処理能力}(\text{t}/\text{年})) / k \quad ※k: \text{換算係数}$$

表-6. 23. 2. 1. 9 近傍の安定型最終処分場の処理能力と残余容量

業者名	事業場 所在市町村	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	処理能力 (t/日) (a)	換算した 処理能力 (m ³ /日) (b)	残余容量(m ³)	
株式会社沖広産業	読谷村	40,000	1,000,000	82	35	130,495	平成24年3月末
合資会社森岡産業	読谷村	54,499	1,376,934	41	17	1,010,000	平成24年6月末
株式会社倉敷環境	沖縄市	21,747	286,740	100	42	286,740	平成24年6月末
合計				223	95	1,427,235	

注 1) 処理能力(t/日)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおり。

$$b(\text{m}^3 \text{ 当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})) = a(\text{t 当たりの年間処理能力}(\text{t}/\text{年})) / k \quad ※k: \text{換算係数}$$

表-6. 23. 2. 1. 10 近傍の管理型最終処分場の埋立容量及び処理能力

業者名	事業場 所在市町村	焼却		埋立		残余容量	
		処理能力 (t/日)	換算した 処理能力 (m ³ /日)	埋立面積 (m ²)	埋立容 量 (m ³)	(m ³)	
株式会社倉敷環境	沖縄市	94	82.5	2,356	25,026	9,000	平成24年6月現在
株式会社久和建創	うるま市	—	—	2,595	22,279	4,000	平成24年6月現在
有限会社クリーンリサイクル	うるま市	29	25.4	2,940	65,800	11,900	平成24年6月現在
合計		123	107.9	7,891	113,105	24,900	

注 1) 処理能力(t/日)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおり。

$$b(\text{m}^3 \text{ 当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})) = a(\text{t 当たりの年間処理能力}(\text{t}/\text{年})) / k \quad ※k: \text{換算係数}$$

4) 工事の実施が廃棄物に及ぼす影響

工事に伴い発生する副産物については、可能な限り再資源化を図ることとしており、がれき類や伐採樹木等の評価基準については、国の「建設リサイクル推進計画 2008」における平成 24 年度目標値(コンクリート・アスファルト塊：98%以上、コンクリート塊：98%以上、建設発生木材：80%以上)、その他の廃棄物の評価基準については現状の処理施設の余剰能力を上回らないことを目標としています。よって、工事の実施による影響はないものと予測しました。

6. 23. 2. 2 施設等の存在及び供用

(1) 予測の概要

施設等の存在時については、施設からの一般ごみ(可燃物及び不燃物)、合併浄化槽からの余剰汚泥の発生や航空機の点検、整備、それに関連する工業作業において発生する廃棄物があることから、表-6. 23. 2. 2. 1 に示すとおり予測を行いました。

表-6. 23. 2. 2. 1 廃棄物等に係る予測の概要(施設の存在及び供用)

項目	内容
予測項目	施設利用に伴う一般廃棄物の発生状況
影響要因	飛行場の施設の供用
予測地域	名護市辺野古沿岸域
予測対象時期等	飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
予測の手法	①一般ごみ(可燃物及び不燃物) 一般ごみ発生量を推計して発生量を把握し、影響の程度を把握しました。 ②余剰汚泥 合併浄化槽からの余剰汚泥量を算出し、汚泥処理に伴う影響の程度を把握しました。 ③その他の廃棄物 事業活動に伴う廃棄物発生量を把握し、影響の程度を把握しました。

(2) 予測方法

施設利用に伴う一般ごみの発生、余剰汚泥量並びに航空機の点検、整備、それに関連する工業作業については、事業計画や米軍への聞き取り結果を元に発生量の予測を行いました。

(3) 予測結果

1) 施設利用に伴う一般廃棄物による影響

供用後の廃棄物処理計画の概要を表-6. 23. 2. 2. 2 に示しました。

(a) 一般ごみ(可燃物及び不燃物)

一般ごみのうちの可燃物(以下、「可燃ごみ」という。)については、名護市の一般廃棄物の焼却施設に搬出して焼却処理を行った後、焼却残渣を名護市の一般廃棄物最終処分場において適正に処理・処分する予定です。表-6. 23. 2. 2. 3 に示すとおり、名護市の一般廃棄物の焼却処理能力は 14,600t/年であり、施設からの可燃ごみの発生量(2,700t/年)は焼却処理能力の 18.5%に相当します。また、処理施設へのヒアリングによると、1日あたりの施設稼働時間は8時間を基本とし

ていますが、搬入量が多い場合は時間外稼働により調整が可能であることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

また、焼却残渣については、名護市の一般廃棄物最終処分場において適正に処理・処分する予定です。現在の名護市の一般廃棄物最終処分場の残余容量は、7,798m³、残余年数5.1年(平成23年度現在)となっており、年間に発生する可燃ごみの焼却残渣量(433 m³/年)と比べると一般廃棄物最終処分場における残余容量の5.6%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。なお、一般廃棄物の受け入れや新たに整備されると想定される最終処分場においては、今後、名護市との調整に努めます。

粗大ごみ、資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、委託業者によりリサイクルを行うことから適正に処理・処分されるものと予測しました。

不燃ごみについては、可能な限り分別し、近傍の管理型最終処分場において処分します。近傍の管理型最終処分場の埋立容量は、表-6.23.2.2.5に示すとおり25,026m³となっており、不燃ごみの発生量(26 m³/年)は近傍の管理型最終処分場における残余容量の0.3%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(b) 余剰汚泥

余剰汚泥については、汚水処理浄化槽で航空機洗浄排水や業務排水を併せて処理する計画としておりますので、産業廃棄物として近傍の汚泥処理施設において行います。余剰汚泥の発生量(190 m³/年)は、表-6.23.2.2.2及び表-6.23.2.2.6に示すとおり、近傍の汚泥処理施設における1年当たりの処理能力(合計150,000 m³/年)の1.3%に相当します。また、各施設における現在の処理状況(合計49,091m³/年)を踏まえると、本事業で発生した余剰汚泥を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(c) その他の廃棄物

工業作業等に伴う廃油については、近傍の焼却処理施設において処理・処分する計画としております。近傍の焼却処理施設における処理能力の合計は、表-6.23.2.2.7に示すとおり39,031 m³/年となっており、廃油の発生量(52 m³/年)は近傍の焼却処理施設における処理能力の合計の0.1%に相当し、また、各施設における現在の処理状況を踏まえると、本事業で発生した廃油を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられることから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

なお、米軍への聞き取り結果では、廃石膏ボードやPCB廃棄物等は含まれていません。

表-6. 23. 2. 2. 2 廃棄物処理計画の内容

区分	年間発生量	単位	処理方法	備考	処理施設の 処理能力 (年間当たり)	処理施設の 残余容量	処理能力から の比率 (%) ※注1	埋立容量から の比率 (%) ※注2	
可燃ごみ	焼却前	2,700	t	名護市一般廃棄物 焼却場で焼却処分	生活ごみ(紙等) ※注3 焼却後の残 渣量: 380t	14,600	—	18.5	—
	焼却後の 残渣	433	m ³	名護市一般廃棄物 最終処分場へ	焼却後の残渣量 380tを体積換算し た。	—	7,798	—	5.6
粗大ごみ	300	t	資源ごみ回収業者 へ	リサイクル可能ご み(金属くず、木 材等)	—	—	—	—	—
資源ごみ	65	t	資源ごみ回収業者 へ	リサイクル可能ご み(空き缶、空き ビン等)	—	—	—	—	—
不燃ごみ	26	m ³	管理型最終処分場 へ	吸湿剤、電池、接 着剤、蛍光灯等	—	9,000	—	—	0.3
廃油	52	m ³	焼却処理施設へ	燃料、油脂、潤滑 油等	39,031	—	0.1	—	—
合併浄化槽から の余剰汚泥量	190	m ³	廃棄物処理業者へ	汚水処理水量 2,550m ³ /日	150,000	—	1.3	—	—

注1) 各処理施設の処理能力、残余容量、現在の処理状況等は表-6. 23. 2. 2. 3～表-6. 23. 2. 2. 7に示しました。

注2) 焼却残渣量は、平成18年度名護市焼却処理施設の実績より計算しました。焼却残渣量/直接焼却量=0.141

表-6. 23. 2. 2. 3 名護市の一般廃棄物焼却施設整備状況

実施主体	処理能力 (t/日)	処理能力 (t/年)	現在の処理状況 (平成24年度実績 t/年)
名護市 (名護市環境センター)	40	14,600	14,804

注) 平成23年3月末現在

表-6. 23. 2. 2. 4 名護市の一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	残余年数 (推計)
名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	7,798	5.1年

注) 平成23年3月末現在

表-6. 23. 2. 2. 5 近傍の管理型最終処分場の埋立容量及び処理能力

業者名	事業場 所在 市町村	焼却		埋立			
		処理能力 (t/日)	換算した 処理能力 (m ³ /日)	埋立面積 (m ²)	埋立容 量 (m ³)	残余容量 (m ³)	
株式会社倉敷環境	沖縄市	94	82.5	2,356	25,026	9,000	平成24年6月現在
株式会社久和建創	うるま市	—	—	2,595	22,279	4,000	平成24年6月現在
有限会社クリーンリサイクル	うるま市	29	25.4	2,940	65,800	11,900	平成24年6月現在
合計		123	107.9	7,891	113,105	24,900	

注1) 処理能力(t/日)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12及び平成24年10月ヒアリング結果から抽出しました。

注2) 処理能力の換算式は以下のとおり。

$$b(\text{m}^3\text{当たりの年間処理能力})(\text{m}^3/\text{年}) = a(\text{t}\text{当たりの年間処理能力})(\text{t}/\text{年}) / k \quad ※k: \text{換算係数}$$

表-6. 23. 2. 2. 6 近傍の汚泥処理施設の処理能力

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (t/日)	処理能力 (t/年)	換算した 処理能力 (m ³ /年)	現在の処理状況	
					(t/年)	(m ³ /年)
有限会社環境美化システム	名護市	100	30,000	27,273	▲	▲
山元産業	宜野座村	120	36,000	32,727	9,000	8,182
福山商事株式会社	読谷村	180	54,000	49,091	6,000	5,455
株式会社沖縄有機	うるま市	150	45,000	40,909	39,000	35,455
合計		550	165,000	150,000	54,000	49,091

注 1) 処理能力(t/日)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおりであり、年間稼働日数を 300 日として算出しました。

$$b(\text{m}^3\text{当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})=a(\text{t}\text{ 当たりの年間処理能力}:\text{t}/\text{年})/k \quad ※k:\text{換算係数}$$

表-6. 23. 2. 2. 7 近傍の焼却処理施設の処理能力

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (t/年)	換算した 処理能力 (m ³ /年)	現在の処理状況	
				(t/年)	(m ³ /年)
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	28	31	28	31
合資会社森岡産業	読谷村	6,900	7,667	6,900	7,667
株式会社倉敷環境	沖縄市	28,200	31,333	28,200	31,333
合計		35,128	39,031	35,128	39,031

注 1) 処理能力(t/年)及び現在の処理状況については、表-6. 23. 1. 12 及び平成 24 年 10 月ヒアリング結果から抽出しました。

注 2) 処理能力の換算式は以下のとおりであり、年間稼働日数を 300 日として算出しました。

$$b(\text{m}^3\text{当たりの年間処理能力}(\text{m}^3/\text{年})=a(\text{t}\text{ 当たりの年間処理能力}:\text{t}/\text{年})/k \quad ※k:\text{換算係数}$$

2) 施設等の存在及び供用が廃棄物に及ぼす影響

施設等の存在及び供用に伴い発生する廃棄物の評価基準については、脱水・焼却等の中間処理による最終処分量の低減化やリサイクルによる再資源化を図ることを目標としていることから、施設等の存在及び供用時による影響はないものと予測しました。

6.23.3 評価

6.23.3.1 工事の実施

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

工事の実施時においては、既に以下に示す環境保全措置を講ずることとしています。

- ・埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることとしました。
- ・伐採樹木については、事業実施区域内においてチップ化し、緑化等(植生基盤材及びマルチング等)に可能な限り利用します。
- ・コンクリート塊等については、事業実施区域内にコンクリート破砕機を設置し、本事業において再利用することとします。
- ・建設汚泥及び建設残土は、凝集剤等にて固化し、天日乾燥後に本事業実施区域内で盛土材等に再利用することとします。

2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下の(a)～(g)に示すとおり、工事の実施による廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

(a) がれき類

海上ヤード撤去に伴い生じる石材については、回収業者へ有償償却します。また、建設工事によってコンクリート塊等が発生しますが、環境保全措置として「事業実施区域内にコンクリート破砕機を設置し、本事業において再利用する」計画です。これらの実施により廃棄物の発生は低減されるとともに、建設リサイクル法に基づく「建設リサイクル推進計画 2008」における平成 24 年度目標値(コンクリート・アスファルト塊：98%以上、コンクリート塊：98%以上、建設発生木材：80%以上)を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

建設工事により発生するがれき類のアスコン塊等はリサイクルプラントへ搬出します。リサイクルプラントへ搬出するアスコン塊等のピーク時における 1 日当たりの発生量は、近傍のリサイクルプラントの 1 日当たりの処理能力を下回り、また、現在の施設処理状況を踏まえると、本事業で発生したアスコン塊等を搬出した場合でも十分に処理できることから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(b) 伐採樹木

埋立土砂発生区域において土砂採取が発生し、土地が改変されますが、環境保全措置として「改変面積を可能な限り抑えること」を実施します。この実施により樹木の伐採量を可能な限り抑えられるものと考えています。

建設工事により伐採樹木(木くず等)が発生しますが、環境保全措置として「伐採樹木を可能な限り事業実施区域内でチップ化し、緑化等(植生基盤材及びマルチング等)に再利用し、残りはリサイクルプラントにて再資源化する」計画です。

また、リサイクルプラントへ搬出する伐採樹木(木くず等)のピーク時における1日当たりの発生量は、近傍のリサイクルプラントの1日当たりの処理能力を下回り、また、現在の施設処理状況を踏まえると、本事業で発生した伐採樹木(木くず等)を搬出した場合でも十分に処理できることから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(c) 建設汚泥及び残土

建設汚泥及び建設残土は、凝集剤等にて固化し、天日乾燥後に本事業実施区域内で盛土材等に再利用することから、適正に処理されるものと考えられ、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(d) 金属くず

金属くず(鋼材類、アルミくず等)、ガードレール・フェンス、仮設構台撤去(H鋼橋梁、仮設橋梁)や仮設栈台については、回収業者へ有償償却することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(e) 混合廃棄物

建設工事により混合廃棄物(廃プラスチック、繊維くず等)が発生しますが、廃プラスチックについては安定型最終処分場、繊維くず等については管理型最終処分場へ搬出し、処理・処分を行います。混合廃棄物の発生量は、近傍の安定型及び管理型最終処分場における残余容量の0.1%及び4.9%に相当することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(f) 非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、近傍の管理型最終処分場へ搬出する計画としています。非飛散性アスベストの発生量は、近傍の管理型最終処分場における残余容量の12.9%に相当しますが、工事段階における施設の処理状況等を踏

まえ、県内で適切な処理・処分ができない場合は、県外の廃棄物処理施設へ搬出することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられ、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術的指針」(環境省、平成 17 年 3 月 30 日)等に基づき適正に処理・処分されるものとししました。

(g) 付着物

汚濁防止膜に付着する付着物については、管理型最終処分場において貝殻等の焼却処理を行った後、埋立処分します。埋立及び建設工事に伴う付着物の発生量合計は、管理型最終処分場の焼却処理能力を下回っています。また、焼却処理後の発生量は、残余容量の 10.8%に相当しますが、工事段階における施設の処理状況等を踏まえ、県内で適切な処理・処分ができない場合は、県外の廃棄物処理施設へ搬出することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理・処分されるものとししました。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」等で示されている再資源化率の目標値や廃棄物処理施設の余剰能力を上回らないことを環境保全の基準又は目標とししました。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設工事に伴う副産物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」等で示されている目標等の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。

6.23.3.2 施設等の存在及び供用

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

施設等の供用時においては、既に以下に示す環境保全措置を講ずることとして
ています。

- ・可燃物及び不燃物を含む一般ごみについては、空き缶や空きビン等の資源ご
みの分別やリサイクルの実施を含め、排出量削減に関わる協定を締結するな
ど、米軍への周知に努めます。

2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果や現有の普天間飛行場
において廃棄物の適正処理・処分を実施していることを踏まえると、以下の(a)
～(c)に示すとおり、供用時における廃棄物等の影響については、事業者の実行
可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

(a) 一般ごみ

施設等の利用に伴い可燃ごみが発生しますが、「可燃ごみ等の廃棄物は、可
能な限り排出量を削減するよう米軍に周知すること」を行います。これにより、
施設等の利用に伴う可燃ごみの発生量は低減するものと考えています。

施設等の利用に伴い発生する粗大ごみや資源ごみについては、米軍により 9
項目(コピー用紙、新聞紙・雑誌、段ボール箱、ペットボトル、プラ容器(HDPE)、
発泡スチロール、プラ容器(PS)、空き缶、ガラスびん)に分別された後、委託さ
れたリサイクル業者により適正に処理・処分されるものと考え、施設等の供用に
よる廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

また、不燃ごみについては、可能な限り分別し、近傍の管理型最終処分場
において処分する計画としてします。不燃ごみの発生量は、近傍の管理型最終処
分場における残余容量の0.3%に相当することから、施設等の供用による廃棄物
の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

(b) 余剰汚泥

余剰汚泥については、産業廃棄物として近傍の汚泥処理施設において処分する
計画としてします。余剰汚泥の発生量は、近傍の汚泥処理施設における処理能力
の合計の1.3%に相当し、また、各施設における現在の処理状況を踏まえると、
本事業で発生した余剰汚泥を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられ

ることから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(c) その他の廃棄物

廃油については、近傍の焼却処理施設において処理・処分する計画としています。廃油の発生量は、近傍の焼却処理施設における処理能力の合計の0.1%に相当し、また、各施設における現在の処理状況を踏まえると、本事業で発生した廃油を搬出した場合でも十分に処理できるものと考えられることから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は低減できるものと考えられます。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県環境基本計画において、「廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進を行う」ことや、配慮事項である「循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る」こと、また脱水・焼却等の中間処理による最終処分量の低減化やリサイクルによる再資源化を図ることを環境保全の基準又は目標としました。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、沖縄県環境基本計画において示されている「廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進を行う」ことや配慮事項である「循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る」こと、また脱水・焼却等の中間処理による最終処分量の低減化やリサイクルによる再資源化を図るとの基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。